

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案要綱

第一 障害者自立支援法に係る暫定措置

一 介護給付費又は訓練等給付費の額に関する暫定措置

1 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス等を受けたときに支給する介護給付費又は訓練等給付費の額は、支給決定障害者等の経済的負担の軽減を図るため、当分の間、指定障害福祉サービス等に係る介護給付費又は訓練等給付費の額に関する規定にかかわらず、①の額から②の額を控除して得た額とすること。

① 指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

② 障害者又は障害児の保護者の負担能力に応じ厚生労働大臣が定める基準により算定した額

2 1②の基準は、次に掲げるところにより定めるものとする。

① 障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法等の規定に基づき指定障害福祉サービス等と同様のサービスに要する費用に係る自己負担の額について厚生労働大臣が基準を定めていた場合に

は、指定障害福祉サービス等に要する費用に係る障害者又は障害児の保護者の自己負担の額が当該基準により算定される額を超えないようにすること。

② 指定障害福祉サービス等に要する費用に係る障害者又は障害児の保護者の自己負担の額が、指定障害福祉サービス等に係る介護給付費又は訓練等給付費の額に関する規定により算定された自己負担の額を超えないようにすること。

3 災害その他の特別の事情がある場合の支給決定障害者等の自己負担に係る特例について、必要な読替規定を設けること。

4 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額、支給決定障害者等が指定旧法施設支援を受けたときに支給する介護給付費の額及び特定旧法受給者が指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等を受けたときに支給する介護給付費又は訓練等給付費の額についても1から3までと同様とすること。

(障害者自立支援法附則第二条の三、第二条の四、第二十一条の二及び第二十二条の二関係)

二 指定障害福祉サービス事業者等に対する支援に関する暫定措置

国及び地方公共団体は、当分の間、障害福祉サービスの円滑な提供の確保を図るため必要があると認

めるときは、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者に対し、財政上及び金融上の支援を行うものとする。 (障害者自立支援法附則第二条の二関係)

第二 児童福祉法に係る暫定措置

一 障害児施設給付費の額に関する暫定措置

1 施設給付決定保護者が指定施設支援を受けたときに支給する障害児施設給付費の額は、施設給付決定保護者の経済的負担の軽減を図るため、当分の間、指定施設支援に係る障害児施設給付費の額に関する規定にかかわらず、①の額から②の額を控除して得た額とすること。

① 指定施設支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

② 障害児の保護者の負担能力に応じ厚生労働大臣が定める基準により算定した額

2 災害その他の特別の事情がある場合の施設給付決定保護者の自己負担に係る特例について、必要な読替規定を設けること。

(児童福祉法第六十三条の七関係)

二 指定知的障害児施設等の設置者に対する支援に関する暫定措置

国及び地方公共団体は、当分の間、障害児施設支援の円滑な提供の確保を図るため必要があると認めるときは、指定知的障害児施設等の設置者に対し、財政上及び金融上の支援を行うものとする。

(児童福祉法第六十三条の六関係)

第三 検討

- 1 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、早急に、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、障害者自立支援法の施行後二年を目途として、同法及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、障害者自立支援法の規定について、障害者等の範囲、障害程度区分及びその認定の在り方、指定障害福祉サービス等に要する費用の算定の単位となる期間の在り方並びに地域生活支援事業に関する費用負担の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、2の検討を行うに当たっては、障害者等による障害福祉サービスの利用の実態及び障害福

祉サービスを利用する障害者等に対する地方公共団体による財政上の支援の実態について調査を行うものとする。

- 4 政府は、1及び2の検討並びに障害者自立支援法附則第三条第二項に基づく検討を行うに当たっては、障害者等、障害福祉サービスを行う者、自立支援医療を行う者、学識経験者その他の関係者による協議の場を設け、その意見を聴くものとする。

(障害者自立支援法附則第三条関係)

第四 その他

- 1 この法律は、平成二十年一月一日から施行すること。
- 2 所要の経過措置を定めること。

(附則関係)